

# 法教育推進協議会（第1回）議事録

日 時 平成17年5月25日（水）  
午後2時50分～午後5時5分

場 所 法曹会館 寿の間

午後2時50分 開会

吉村参事官 所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会（第1回）を開会させていただきます。

初めに、南野知恵子法務大臣からあいさつがあります。

法務大臣 法教育推進会議の開催に当たりまして、私から一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方におかれましては、この推進会議に快く御参加くださり、また大変お忙しい中御出席賜りまして誠にありがとうございます。

法務省では、一昨年の7月に法教育研究会を発足させ、我が国における法教育の在り方について検討してまいりました。その検討と並行いたしまして、司法制度改革も進み、裁判員制度や総合法律支援に関する法律などが続々と成立いたしました。現在、法務省では、これらの新しい制度が円滑にスタートするよう、様々な取組を行っておりますが、これら取組の礎となるのが法教育の普及・発展であると信じております。法教育研究会から出されました報告書には、「新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」との副題が付されておりました。司法制度改革が目指すのは、まさに自由かつ公正な社会の実現であり、だれもが法や司法をみずから支えるものと捉え、新たな時代の担い手となることが求められております。

法教育は、国民の皆様が司法が身近なものであるという御理解をいただき、国民の皆様と司法との距離感を解消するために欠くことのできないものであり、今後、司法制度改革の進展に伴って、法教育にはこれまで以上に大きな期待が寄せられることだと思っております。

また、私は以前、法教育を紳士淑女の原点というふうに申し上げたことがございましたが、私がこれまで取り組んでまいりました青少年の健全育成という観点から、子供たちが法や司法によってみずからを守り、他者を等しく尊重する理念を体得することは、子供たちの未来を拓くためにも欠かせないものであらうと思っております。

この推進協議会におきましては、法教育をどのように推進していくか、複合的な視点から御検討いただき、推進のための力強いエンジンとなっていただくことをお願いしたいと存じます。皆様方には、この推進協議会の担う役割の重要性をぜひ御理解いただきまして、何とぞ御協力を賜りますよう、ここに深くお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

吉村参事官 続きまして、倉吉司法法制部長からあいさつがあります。

司法法制部長 司法法制部長の倉吉です。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、本当にありがとうございました。ただ今大臣のあいさつの中にもありましたが、司法制度改革を実現していくに当たってはこの法教育の推進が非常に大きな要になると、こう思っております。

既に先の法教育研究会では、我が国における法教育の在り方ということで、主として理念的な検討をしていただきました。そして、その理念を中学3年生向けの4つの教材という形で具体化していただきました。いよいよこれを実践するということになります。今回はぜひ、この教材を使って学校現場でこれを実践していただいて、その結果を理念にフィードバックさせるという形で一層検討を深めていただければと思っております。この教材の実践につきましては、既に筑波大学附属中学校、それから新宿区立落合第二中学校、そして静岡大学附属島田中学校から御協力いただけるということで御快諾をいただいております。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

もう一つ重要なテーマがございまして、これは学校の先生方に法教育というものがどんなものかというのをわかっていただくということでもあります。この点につきましても、千葉大学の教育学部から御協力をいただけるというふうに伺っておりますので、今後この千葉大学での検討・実践と緊密に連携をしながら検討していただければと、このように思っております。

この協議会の進行に当たりまして多々至らない点があろうかと思いますが、事務局といたしまして誠心誠意、一生懸命務めてまいりたいと思っております。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

吉村参事官 続きまして、大林刑事局長からあいさつがあります。

刑事局長 刑事局長をしております大林でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、法教育の推進に当たり、多くの方々にお集まりいただいたこと厚く御礼申し上げますと存じます。

法務省刑事局では、4年後に迫った裁判員制度の円滑な導入を目指し、積極的な広報・啓発活動を展開しているところでございます。実は、広報・啓発の中で最も大切で効果が確実なものの一つが法教育でございます。諸外国でも、国民が司法に参加する制度が定着した国々では、そもそも制度の広報を行う必要がないとも聞いております。国民のほとんどが子供のころからの教育により、司法に参加する意義を十分に理解しているためだそうです。

我が国においても、裁判員制度を真に定着した制度とするためには、特に若い世代に対する啓発が重要でございます。この法教育推進協議会では、裁判員教材作成部会も設けられており、裁判員制度を題材とした教材作成等について御検討をいただくことになっております。

また、刑事局長の立場から申し上げますと、若い世代に対する法教育により、単純なことではございますけれども、悪いことをしたらどうなるかということについてきちんとわきまえた大人になってもらえることを期待しているところでございます。

今回の協議会に関しましては、皆様方の英知を集めることで素晴らしい成果が得られるものと信じております。刑事局といたしましても全力で取り組んでまいりますので、御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

吉村参事官 それでは、ここで報道関係者の方は一時御退席をお願いいたします。

事務局で少し席を移動させていただきますので、しばしお待ちください。

(休憩)

吉村参事官 それでは会議を再開いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は法務省大臣官房司法法制部参事官をしております吉村と申します。この推進協議会を進めるに当たり、司法法制部と刑事局が事務局として事務を担当させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日は、座長が選出されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきますと存じます。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に資料1から14までがあるかと存じます。資料1は、法教育推進協議会開催要領(案)と題する書面でございます。

資料2は、法教育推進協議会委員・部会構成員の名簿でございます。2枚のものがございます。

資料3につきましては、法教育推進協議会イメージ図でございます。

資料4は、法教育推進協議会の公開について(案)と題する書面でございます。これは後

ほど御議論をいただきます。

資料 5 , 法教育の普及・発展に向けた法務省の取組でございます。

資料 6 , 法教育シンポジウムアンケート等集計結果でございます。

資料 7 , 弁護士会における法教育の取組状況でございます。

資料 8 , 法教育シンポジウム in KANAGAWA という冊子でございます。

資料 9 , 司法書士アクセスブック ( 考えよう身近な契約 ) という冊子でございます。

資料 10 , 第 10 回日司連市民公開シンポジウムのパンフレットでございます。

資料 11 , 平成 17 年度社会科公民的分野年間指導計画・評価基準と題する書面でございます。

資料 12 , 千葉大学教育学部法教育プロジェクトと題する書面でございます。

資料 13 , 裁判員制度の啓発についてと題するものでございます。

資料 14 , 裁判員制度のパンフレットでございます。

以上が資料の御説明でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、恒例により座長の選任をお願いしたいと思います。委員の方々には後に自己紹介をお願いしたいと存じますが、座長選任に当たりまして、私から委員の方々を御紹介申し上げたいと存じます。

まず、私の左手側になりますが、エッセイストの安藤和津委員でございます。

続きまして、社団法人共同通信社編集局社会部次長の飯田裕美子委員でございます。

本日は御欠席となっておりますが、東京都教育庁指導部主任指導主事であります上原一夫委員にも委員の就任をお願いしております。

筑波大学教育学系教授の江口勇治委員でございます。

文部科学省初等中等教育局視学官の大杉昭英委員でございます。

法務省大臣官房参事官の大場亮太郎委員でございます。

最高裁判所事務総局総務局参事官の河本雅也委員でございます。

続きまして、私の右手側になりますが、内閣官房内閣参事官の小林昭彦委員でございます。

日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長で弁護士の鈴木啓文委員でございます。

日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会委員長で司法書士の高橋文郎委員でございます。

京都大学大学院法学研究科教授の土井真一委員でございます。

今のところ少し遅れているようでございますが、横河ヒューマン・クリエイティブ株式会社人財開発アドバイザーの西嶋美那子委員にも委員をお願いしております。

千葉大学大学院教育学研究科助教授の羽間京子委員でございます。

以上が委員をお願いした皆様でございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、座長の選任をお願いしたいと思います。どなたか、適任者の推薦はございませんでしょうか。

大場委員 大場でございますが、この名簿を見させていただきますと、やはりこの間の法教育研究会で座長をされて、なおかつその研究会の報告書というのを精力的にまとめられた土井真一先生が適任ではないかというふうに思っています。ぜひ、この第 2 ラウンドにもなるわけですので、またこの第 2 ラウンドでも法教育の推進に向けてやっていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

吉村参事官 土井委員の推薦がございましたが、いかがでございましょうか。 よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、土井委員に決定したいと思ひます。

これから先の議事進行につきましては、座長に選任されました土井委員にお願いしたいと思ひます。それでは、土井委員にこちらの席にお移りいただきたく存じます。

土井座長 ただ今協議会の座長を仰せつかりました土井でございます。皆様方の御協力を得て、この協議会を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題に入ります前に、この種の協議会において恒例でございますが、議事の公開の問題についてあらかじめ決めておく必要がございます。この点についてまず御審議をお願いしたいと思ひます。この問題につきましては、あらかじめ事務局の方で案を作成していただいておりますので、資料の方をお目通しください。

それでは、事務局の方から御説明お願ひいたします。

吉村参事官 それでは、資料4を御覧ください。法教育推進協議会の公開について（案）とございます。4項目からなっております。

1 につきましては、報道機関、座長が許可した関係者に、会場における議事の傍聴を認める。

2 として、議事録、議事要旨を公開する。

3、配布資料を公開する。ただし、提出者からの申し出がある場合はこの限りではない。

4 につきましては、以上の1から3にかかわらず、公開により公正・円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると考えられるような場合その他座長が必要と認める場合には、会場における議事の傍聴の全部又は一部を制限し、議事録、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができると、このようになっております。

この案につきまして、なお念のため補足的に御説明させていただきますと、発言された委員のお名前は具体的に出させていただきますという形で議事録を作成することを考えているという次第でございます。

以上でございます。

土井座長 ただ今御説明いただいたとおりでございますが、この案について何か御意見等ございませうでしょうか。 よろしゅうございませうでしょうか。基本的に法教育を今後推進していかないとはいけませんので、できるだけ議論の内容を広く理解していただくというためにも、この案のとおりに進めたいと思ひます。

それでは、ただ今の決定に従ひまして、報道関係者の方の入室をお認めしたいと思ひますが、よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、本日初対面の方も少なくないと思ひますので、まず委員の方々からお一人だいたい1分程度で簡単な自己紹介をお願いしたいと思ひます。

それでは、まず最初に安藤委員の方からお願いいたします。

安藤委員 安藤和津でございます。前回の法教育研究会から引き続きまして大役を務めさせていただきます。今回のメンバーのリストを拝見いたしましたらば、ほとんどが法関係のお仕事におつきになっている方ばかりで、素人は私だけかなと思っております。

先ほどもお話に出たと思ひますが、子供を2人育て、母の介護をしながら生活していく上で、法というものを考えるときに、法は守らなければならない義務という認識しか今までありませんでした。でも、今回いろいろな法教育の研究を通しまして、法は私たちを守ってくれるすご

く大切なものだという側面にも初めて気がついた次第です。

一般的に普通の暮らしの中で考えると、私のように、法というものに実際に触れることが少ないのですが、私は素人ながらの視点から何かのお役に立てればと思っております。どうぞ皆様、これからもよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、飯田委員、お願いいたします。

飯田委員 飯田でございます。共同通信の社会部のデスクをしております。

司法分野との関わりは、記者として裁判所の記者クラブの方で3年ほど、ちょうどオウム真理教の事件が華やかというか、大変だった時期でございました。3年ほどおりまして、いろいろな裁判を見せていただきました。それから、そのときにいろいろ考えることがございまして、アメリカに留学したいということを出して、1年間、アメリカの司法制度を市民の側から見るといことで社会学の方の観点から見に行っていました。それから帰ってまいりまして、法務省の記者クラブにも少しおりまして、ちょうど司法改革のスタート時期にも取材をさせていただきました。

いろいろそのとき考えたこともあるんですけども、一方で今、個人的には小学6年生の男の子を抱えておりまして、これをまともな大人にするのに本当に大忙しで、ごく普通の少年でございまして、いろいろな有害サイトにも接するし、いろいろな悪い誘惑もあり、また一方で本人は社会にも大変興味があって、何でフジテレビとライブドアはけんかしているのかとか、何で郵便局を会社にしたらいいのかなとか、そういうことを毎日、鈍い頭で説明するわけです。そこら辺で社会のことを教育するということの難しさに、現実一番困っている状態でございますので、ここでもいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

また、記者として立ち返りますと、このことがここで議論することももちろんですが、いろいろな教育の現場で中学校に行ったり、大学に行ったり、いろいろな現場でそれを見せていただいて、どういうふうに受けとめられていくのか、またそのことがどういうふうに育っていくのかというのを記者として見させていただく、記録させていただくということは大変意義深いと感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、江口委員、お願いいたします。

江口委員 筑波大学の江口と申します。たまたま意図的に訳出した法教育という言葉が、日本の教育の一つの中に入っていったということは、私にとっては感慨深いものがあります。

先ほど、法務大臣が、この協議会がエンジンになってくれと言われましたが、前回の法教育研究会ではまさにギアが入ったわけですので、そのギアが正しく作動できるようにこの協議会が進んでいけばと思っております。そういう意味で、今後個人的にも微力ですけども積極的に参加する所存です。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

大杉委員、お願いいたします。

大杉委員 文部科学省視学官の大杉でございます。よろしく願いいたします。

私は、教育課程、特に社会科、公民科を担当しております。学校教育の中ではいちばん法教育に近いのではないかと考えています。最近、全国の指導主事の先生方に集まっていただく会

議を開催しましたが、指導主事の先生方も法教育という言葉に、非常に関心が高くなってきた様子です。これからこの協議会で法について皆さんと一緒に考えさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

では、大場委員、お願いします。

大場委員 法務省の大場でございます。私、前に司法法制部におりましたときに、法教育研究会の事務局の一員としてやってまいりました。現在は総合法律支援法に基づく日本司法支援センター、そういった独立行政法人の立ち上げの準備などの仕事もしております。

法教育についてですが、先日5月21日に横浜で弁護士会主催の法教育のシンポジウム、これを見させていただきまして、法律家と学校の先生方が共同して教材などを作って、また実践していくと、そういった姿を見させていただくことができました。

法教育研究会での報告書が一応出て、これからこういった教材、更にどういうふうに教材を改訂していくのかということが法教育の課題の一つではあると思うんですけども、あと一つあるとするならば、いろいろな教材例というのが多分全国いろいろな先生方が工夫してお作りになっているのではないかなというふうに思っています。そういったものの情報の共有というのも一つの課題ではないのかなと。そういった情報が共有できれば、いろいろな先生が、自分もこういったものを作っていこうと、こういうことになるでしょうから、それが法教育を進めていく一つの手段ではないかなと、そんなふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

続きまして、河本委員、よろしくお願いいたします。

河本委員 最高裁判所の河本でございます。現在、総務局の参事官として司法制度改革の実施全般を担当しております。

法教育の推進は、国民に開かれた司法ということを実現する上で非常に大きな要素であると裁判所も考えておりますので、今後ともできるだけ協力していきたいと思っておりますし、法教育の普及・発展を目指して、裁判所もできることはやっていきたいと思っております。

裁判所として、法廷にいらしていただいた学生さんや生徒さんに対して、法廷傍聴後に裁判官が法廷の手続を説明したり、また近ごろでは学校等に裁判官が出向いて講義をしたりという試みはさせていただいていますが、これからこのような試みがどんどん広がるのか、また何か新しい取組はないのかということ、この協議会を通じて勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

では、小林委員お願いします。

小林委員 内閣官房内閣参事官の小林と申します。どうかよろしくお願いいたします。

先ほどからお話に出ていますとおり、今、司法制度改革は、これに必要な法律がようやくできまして、いよいよこれを実施していく段階にあります。裁判員制度も4年後までに実施の予定ですし、先ほど大場委員がおっしゃった総合法律支援制度につきましては来年には実施という予定です。いずれも、大きな改革ですので、内閣の関係省庁が連携を強化いたしまして、円滑な実施を目指す。そういう司法制度改革の実施について、関係省庁間の連携を強化することや総合調整を主な目的として、昨年12月1日、内閣官房に司法制度改革推進室が設けられま

して、ここに私は勤務しています。

法教育の充実は、裁判員制度や総合法律支援制度の実施に当たりまして、重要な施策の一つであると思いますし、あるいは安藤委員がおっしゃったように、司法を身近なものとしていく、すなわち、国民が司法を利用して社会生活上のトラブルを明確なルールに基づいて公正に解決していくためにとても大切なことではないか。国民に司法制度をより利用していただくために、子供のうちからそういうことを十分勉強していただくことは非常に有意義なことだと思います。

私どもとしても、法教育の推進・発展に全面的にバックアップしていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 日弁連の市民のための法教育委員会の事務局長をしております弁護士の鈴木と申します。研究会のときから関わっておりますが、その当時は広報室の室長をしておりましたけれども、今は日弁連の広報室は離れております。市民のための法教育委員会とともに、裁判員の制度実施本部という委員会がございまして、そちらの委員も兼任しております。

法教育については、江口委員などと始めたときのことから考えると大きなものになってきたなと感慨深いものがありますけれども、今後も協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 私も法教育研究会でいろいろ学ばせていただきました。司法書士は全国に1万8,000人近くおりますけれども、1人でも多くこの教育に目を向けてもらいたいということで、私どもも委員会があります。もう6年目になりますけれども、これからも少しずつ前進していきたい。その中でぜひともこの法教育の考え方を1人でも多くの司法書士に伝え、司法書士は、法教育研究会の報告書の中でも市民に身近な法律家というような表現をしていただきましたので、非常に地域密着型の法律実務家として、その特性を生かしてこの法教育の実践の担い手として少しでも働きたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、羽間委員、お願いいたします。

羽間委員 千葉大学の羽間と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、1990年まで法務省の保護局といたしまして、非行少年や犯罪者の社会復帰の援助をする仕事をしておりまして、現在は現職教員を主な対象とする社会人大学院の教員をしております。専攻は非行心理学と犯罪心理学です。

その立場から、もう少し法というものを一般の市民の方も、そして現職教員もみんな身近なものとして具体的に考えていけるような、そういったことができないかなということを考えておりまして、現職教員向けの大学院の専任教員としてできることはないかな、そんなことを考えながらここに参加させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。各委員の方から法教育に対しての抱負等お話しいただきました。法教育の研究会のときにもそうだったんですけれども、法教育の一つの目的として、自分の意見を的確に話す、ほかの人の意見をきちっと耳を傾けて議論をして、的確な結論を導き出すことというのを挙げております。それを挙げている以上、この法教育推進協議会も

そういう場にならなければなりませんので、この問題について各委員の方からそれぞれ自由闊達な御意見をいただいて、推進のために様々な方策を考えてまいりたいと思います。

それでは、この協議会において、今後どのような事項について議論をしていくか、まず最初に認識を共通しておく必要があるかと思っておりますので、現在、事務局の方でお考えいただいております基本的な構想について御説明いただければと思います。それでは、よろしくお願ひします。

吉村参事官 それでは、事務局から本推進協議会において御協議いただきたい事項について、御説明申し上げます。

配布資料の1を御覧ください。法教育推進協議会開催要領（案）となっております。

まず、1の目的でございますが、従前の法教育研究会におきまして、我が国における法教育の在り方を検討し、また法教育の内容を具体化した教材を作成していただきましたので、この協議会におきましてはこの趣旨を踏まえて、更にアからエに記載いたしました内容について積極的に情報を交換し、またこれに基づいて今後の在り方について御検討を行っていただきたいと考えております。

アにつきましては、当面、報告書の教材に基づいた授業の実践を、またイにつきましては、教員養成課程における法教育への取組をそれぞれ念頭に置いております。ウにつきましては、先ほど来いろいろとお話がございますが、平成21年までにこれを実施することとされております裁判員制度を控え、これを題材とした教材作りも喫緊の課題となっておりますので、その在り方についても御検討いただきたいと思いますと思っております。

そして、この協議会の検討に即して、従来の教材の改訂や、あるいは裁判員教材の作成を行うために、この協議会のもとに教材改訂検討部会と裁判員教材作成部会を置くこととしたいと存じます。教材改訂検討部会につきましては私ども司法法制部が、裁判員教材作成部会につきましては刑事局がそれぞれ庶務を担当させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

両部会の構成員の方々におかれましても、できる限り協議会に御列席いただければと存じております。本日も多くの構成員の方々が御出席いただいておりますので、この機会に御紹介申し上げたいと存じます。後ろの席で大変恐縮でございますが、私の方で教材改訂検討部会の構成員の方々のお名前を読み上げさせていただきたいと存じますので、出席いただきました教材改訂部会の構成員の方はその場でお立ちいただくか、あるいは手を振るなり合図をしていただきますと、皆さんに理解いただけるかなと思っております。それでは、順にお名前を申し上げます。

静岡大学教育学部助教授の磯山恭子さん。

最高裁判所事務総局総務局付の小林正樹さん。

本日は御欠席かと聞いておりますが、茨城県弁護士会所属弁護士の後藤直樹さん。

それから、筑波大学附属中学校教諭の館潤二さん。

東京都新宿区立落合第二中学校教諭の永野薫さん。

東京都中央区立銀座中学校教諭の仲村秀樹さん。

それから、私どもの事務局を担当いたします司法法制部付の丸山嘉代。

横浜弁護士会所属の弁護士の村松剛さん。

筑波大学附属駒場中学校教諭の吉田俊弘さんは遅れていらっしゃるかと存じます。

以上の方に教材改訂検討部会の構成員をお願いしております。

続きまして、裁判員教材作成部会につきましては、刑事局が事務局を担当させていただき  
ますので、刑事局の裁判員制度啓発推進室から御紹介をお願いしたいと存じます。

畑野企画官 刑事局にあります裁判員制度啓発推進室の畑野でございます。私の方から、裁判員  
教材作成部会の構成員の方々を御紹介させていただきます。

まず、東京都大田区立御園中学校教諭の石川達さん。今日は遅れていらっしゃる予定です。  
次に、法務省刑事局付でありまして、同じく裁判員制度啓発推進室にあります大山邦士局付。  
それから、第二東京弁護士会所属の弁護士の河津博史さん。  
最高裁判所事務総局総務局付の小林正樹さん。  
東京都世田谷区立砧中学校教諭の島田一郎さん。  
東京都文京区立第一中学校教諭の高田孝雄さん。  
内閣官房司法制度改革推進室の中川明子さん。  
東京都板橋区立志村第三中学校教諭の山岡裕基子さん。  
東京都足立区立第四中学校教諭の山田勝之さん。  
以上でございます。

吉村参事官 今御紹介させていただきましたこの両部会とこの協議会とは、お互いに緊密に連携  
できるように、協議会の委員は両部会にも参加することができ、また逆に両部会の構成員の方  
も相互の部会に参加できるようにすると、こういう形にしたいと考えております。

以上が、この資料1の開催要領(案)の概要でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただ今事務局の方から御説明がありました開催要領(案)の件につきまして、何か御質問あ  
るいは御意見等ございましたら、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今、吉村参事官の方からお話もありましたように、この協議会の場と、それから各検討部会  
との協力関係というのは非常に重要であろうかと思えます。とりわけ実際に教材の作成ある  
いは改訂等の検討というのは大きな課題でございますので、できるだけその意思疎通を円滑にし  
て相互に反映させるという意味でも、これは私の方からの提案でございますが、法教育研究会  
のときの教材作成のときと同様に、両部会に総監修を置いたらいかがかと思えます。できれば、  
教育に造詣の深い江口委員と大杉委員に両部会の総監修をしていただければと思えますが、い  
かがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、開催要領の件、それから総監修に関する件はそのようにさせていただきたいと思  
いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。昨年11月4日の法教育研究会報  
告書提出後、法務省を始めとして関係機関におきまして法教育推進の動きがあったと伺って  
おりますので、それぞれについて5分程度で概略を御紹介いただきたいと思います。

まず最初に、法務省の動きにつきまして、事務局の方からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、資料5、資料6に基づいて御説明させていただきたいと存じます。

法務省からお話ししたいことは3点ございます。

第1点は、法教育シンポジウム「- 未来を拓く法教育 -」の開催でございます。法務省にお  
きましては法教育普及施策の一環といたしまして、ここに書いてありますとおり、平成16年  
11月21日、最高裁判所、日本弁護士連合会、文部科学省との共催によりまして、先ほどの  
シンポジウムを開催いたしました。

シンポジウムは2部構成とし、第1部は、近畿大学教授の佐藤幸治さんによる基調講演が行われ、また第2部の前半につきましては、東京都新宿区立落合第二中学校教諭の永野薫さん、それから筑波大学附属駒場中学校教諭の吉田俊弘さんから、法教育授業の報告がそれぞれ「契約って何だろう」、「裁判を考えてみよう」と題して行われました。先ほど御紹介をさせていただきましたが、お二人ともこの推進協議会の教材改訂部会の構成員をお願いしております。

それから、第2部の後半でございますが、「新時代の法教育を考える」というテーマで、評論家の宮崎哲弥さんをコーディネーターに迎え、この推進協議会の委員でもあります安藤和津さん、それから座長をお願いしております土井先生、それから大杉視学官、また教材改訂部会の構成員でもあります後藤先生の4名によるパネルディスカッションが行われたものでございます。

その結果でございますが、このシンポジウムに関しましては、参加者の皆様方からアンケートの提出をいただいております。このアンケートにつきましては、シンポジウムの感想のほか、法教育に寄せられる期待などについても御意見をたくさんいただいております。また、その中身を見ていただきますと、今後の取組に当たり示唆に富む内容が多く含まれているのではないかと私どもでは考えております。皆様におかれましても、ぜひ御一読いただければと存じます。

それから第2点目でございますが、各地の教育機関、関係機関への周知については、さきのシンポジウムのアンケートにおきまして皆様からの御意見等として、法教育の説明を希望すると記載いただきました相当数の教育機関がございましたことから、こうした関係機関のうち、札幌、旭川、徳島、熊本の教育機関、それから大阪の弁護士会に説明に伺わせていただいております。各地説明に伺う際には、各地の教育委員会、弁護士会、司法書士会にもそれぞれ訪問させていただき、御理解をお願いしたところでございます。

それから3点目でございますが、法教育研究会報告書の市販でございます。本日席上にあるかと存じますが、昨年11月4日に法教育研究会から提出されました報告書を広く一般に普及させたいという思いから、この4月に「はじめての法教育」として市販を開始いたしております。もちろんその報告書そのものは法務省のホームページに掲載して広く周知しているところでございますが、全国の皆様から実際手に取って見ていただくということも必要であろうということを考えて、本の形で出版することにいたしました。

以上3点、御報告いたしました。法務省では、幾つかの角度から法教育の普及に努めているところでございますが、今後はこの協議会の活動を中心しつつ、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会の皆様あるいは各地の関係機関の皆様方とも連携して、法教育の普及に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

法務省の取組につきまして、簡単に御説明をさせていただきました。

土井座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、文部科学省の動きにつきまして、文部科学省初等中等教育局教育課程課の吉富教育官の方からお願いいたします。

吉富教育官 文部科学省の教育課程課の吉富でございます。よろしくお願いいたします。

文部科学省におきましても、法教育の重要性については、大変よく認識しております。子供たちは否が応でも司法制度改革も進む中で新しい時代を生きていくわけですので、私どもとしてもぜひ積極的に対応していきたいと思っております。なかなか1つの役所でできないことを、こういう場を作っていただきまして取りまとめ、報告書をいただいたということ

は大変ありがたいと思っておりますので、これを積極的に普及・活用してまいりたいと考えております。

それで、昨年11月4日の報告書の取りまとめ後、ちょうどいいタイミングで11月に各都道府県指定都市の指導主事、それから指導的立場にある先生方に集まっていただく研究会がございました。文部科学省で主催しました教育課程研究協議会というのですけれども、そこで早速報告書を配布して、趣旨について御説明を申し上げました。

もう一つ、つい先ごろ5月に、今度は指導主事に限定した連絡協議会をやりまして、そこでもこの新しい法教育の冊子を配りまして説明をしたところでございます。したがって、都道府県や政令市の教育委員会レベルにおいては、とにかく法教育のこの取りまとめについて多分御理解いただきたらという段階にあります。今後また法務省とよく相談をしながら、更に市町村から学校へどういうふうにつなげていくのかということ、周知の努力をしてまいりたいと思っております。

それからもう1点は、こういう形で教材例もお作りいただいたわけですが、実際やってももらわないと意味がないということでもあります。本当は自発的・自主的に学校で取り組んでいただけるだろうとは思いますが、とにかくやってもらうところを作りたいということで、5つの自治体で取り組んでいただく実践研究を進めたいと思っております。地域的には、北海道、関東、北陸、近畿、九州にある県や市の自治体をお願いしております。事務的な手続が完了しておりませんので、相手方もありますので個別の自治体の名前は申し上げませんが、積極的に、まずここに示された4つの教材例を実践していただき、それでよかったこと、うまくいかなかったことを報告してもらいたいと思っております。また、社会科以外の教科でやる可能性というのはどの程度なのか、あるいは更に事情が許せば、中学校だけではなくて、小学校や高校についてどの辺までできるかといったことも視野において、実践研究をしていただけないかと思っております。

そのほか、研究者の方を中心に現場の方に加わっていただいて、とりわけ小学校に焦点を当てた教材開発の可能性について探りたいというのが1つ。

それからもう一つ、教員の指導力の問題がありますので、これは法教育だけではないのですが、金融経済とか現代的な課題がありますが、それらに対する指導力向上の例えば研修プログラムとか、そういうことはどうあったらいいのかということについても、最初の芽出しになるような研究委嘱ができないかということで、今相手方を探して調整をしているという段階でございます。

なお、その際には、ここにいらっしゃる委員の方々に、あるいは中心になっていただいたり、援助していただいたりということをもた個別にお願いしたいと思っております。さらに、それぞれやっていただく地域で法律実務家の方の御協力も得たいと思っておりますので、研究をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に、日本弁護士連合会及び各弁護士会などの動きにつきまして、鈴木委員の方からお願いいたします。

鈴木委員 資料7と、それから資料8の法教育シンポジウムと題する冊子が資料になります。

弁護士会における法教育の取組ですけれども、法教育研究会においても述べましたように、

日弁連の方では積極的にこれを推進していきたいと、こういうふうを考えて、市民のための法教育委員会という委員会を組織して全国的に展開を図ろうとしております。具体的には、法教育を全国に広めるべく、全国の単位弁護士会に対して法教育活動をサポートする組織の設置を求めています。そして、そういう委員会の中での委員が学校の現場に行くなり、あるいは学校の先生方の協力をするなりといったことができないかを模索しております。出前授業というのが基本的には多いんですけども、いろいろな活動がなされるものと思っております。

また、先ほども少し大場委員の方からも出ておりましたが、法教育に関する情報の集約・交換ができないかということ、それから弁護士が行う授業だけではなく、教員の方たちが手に取っていただけるような教材の開発というものも考えております。

また、ここには記載しておりませんが、まだ検討しているものであります。昨年行いました夏期セミナーを今年も実施しようと考えております。今回は学校の先生方に来ていただいて、法教育とはどんなものかということを知っていただく機会にしたいというふうを考えております。更にはメーリングリスト、ホームページといった情報伝達の手段も使いながら、何らかできないかということも今模索しているところであります。

また、裁判員制度に関しましては裁判員制度実施本部という委員会がございまして、そちらが広報活動を行うことになっておりますが、そちらの委員会とこの法教育委員会とが連携を図ることを考えております。

その後、2番目、各地の弁護士会の取組ですけれども、これは2枚目以降のアンケート集計結果、これは先日行われました横浜のシンポジウムのときにとった結果をもとに少し修正をしたものであります。これを見ますと、52にある各地の弁護士会の中で、法教育を担当する組織が存在するのは19会に上っております。また、既存の組織も含めると39の単位会において組織が存在することになっておりますので、何らかの受け皿はかなりのペースでできてきているというふうを考えております。しかしながら、まだまだ全くないところもございまして、そういったところへの働きかけ、あるいはあってもまだ活発化していないところに対するテコ入れといったことは今後の課題だろうと思っております。

また、アンケートを見ていただければわかりますが、必ずしも研究会で述べられたような法教育というものが伝わっているわけではないところもございまして、その辺の周知徹底もこれから図っていくことになるかと思っております。

それから、弁護士会の中には8つのブロック、地域ごとに弁護士会連合会という組織がございまして、関東弁護士会連合会が2002年にシンポジウムを行いまして、これが弁護士会における法教育の取組の始まりになるわけですけれども、その後も中部弁護士会連合会、四国弁護士会連合会とシンポジウムを重ねてきておまして、本年も7月8日に東北弁護士会連合会の方でシンポジウムを実施することになっておりますので、よろしく願いいたします。

弁護士会の方といたしましては、今申し上げましたように、総力を上げて今この運動に取り組んでおりますので、今後とも御指導いただければと思っております。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは最後に、日本司法書士会連合会の動きにつきまして、高橋委員の方からお願いいたします。

高橋委員 まず、十分な資料を準備できなくて申しわけございませんでした。と申しますのは、

「生きる力となる法教育」というこのリーフレットですけれども、これは前年度、平成16年のものでありまして、実は平成17年、今年の2月に第11回の市民公開シンポジウムを同じテーマで行いました。それには法務省の丸山さんにおいでいただきまして、法教育研究会の報告を基調講演をしていただきまして、それから法教育研究会の委員であられました山根さん、唐津さん、それから永野先生、それから私も含めましてパネルディスカッションを行いました。主に学校を中心として学校教育、それから家庭教育、それから社会、職場でこういった連携をとりながら法教育を進めたらいいかというようなことの見聞交換をさせていただきました。約140～150名の方においでいただきまして、教育関係者であるとか司法書士、法律実務家、ほかのマスメディア業の方であるとか、幅広い年齢層、幅広い職業の方においでいただきました。それについては後ほど日司連のホームページに速記録が出るかと思っておりますので、御覧いただければと思います。

法教育研究会が行われている中でも、全国の司法書士の会には様々なことでその情報を伝達してまいりました。私どもも全国50の単位会がありますけれども、それぞれの単位会に担当者がいて、その担当者とのメーリングリストであるとか、あとホームページであるとかということいろいろな情報を交換してまいりました。

私たち司法書士は、スタートは消費者教育を中心とした教育でありましたけれども、学校側のニーズもだんだんと広がってきまして、最近では労働問題であるとか人権問題であるとか、幅広いテーマを求められることもあります。それには我々十分な講師役としての力量はまだないんですけれども、その辺は学校の先生たちとお互いに補完し合いながら、何とか授業をつくっているというような状況であります。

それから、平成16年のデータはまだ作っておりませんが、15年が約80%の都道府県で我々司法書士が学校へ出向いて教育活動を行ってまいりました。16年の中では2つ3つ新しい取組の県もありましたので、恐らく85%、86%といったパーセンテージで取組が行われているという方向が出るかと思っております。法教育という考え方を全国にいろいろな形で伝えてまいりました。

私どもの初等中等教育推進委員会も全国8ブロックの各ブロックが1人ずつ出ておりまして、いろいろなところで講演を依頼されてお話をしたり、それから全国の新しい合格者を集めた新人研修の場でも講義科目をいただきまして、その中で御紹介をしたり、いろいろな場面で法教育というようなことをお話をさせていただいてきております。

日司連全体としては、平成17年度、来月全国の総会がございますけれども、その中で初めて法教育が重点事業ということで事業計画の中に入れられる予定でございます。そういった意味で日司連、それから各単位会等もますます力を入れてやらなきゃいけないと思っております。

ただ、我々だけの力は限りがありますので、やはり学校の先生たちと連携をとらなきゃいけないということで、法教育研究会の中でも御報告しましたけれども、今大阪を中心に一緒に授業作りをするというようなモデルケースを進めております。

それから、これから先の予定であります。7月には全国の若い司法書士を集めた研究会でも法教育がテーマとして取り上げられます。それから、クレサラシンポジウムというのを日司連は行っているんですが、いわゆる多重債問題の本来では被害回復のためにというようなことの中身だったんですが、今回初めて教育分野で消費者教育というようなことで、教育の分野か

ら何か役に立てないかというようなことの分科会も設けられるようなことになっております。そういった意味で、全国にどんどん広がっている法教育活動をますます日司連が推進していくというようなことで、これから前に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

今、御報告がありましたように、法教育の普及・発展のために関係機関の方、あるいは、いわば有志の方々の手によりまして精力的な取組を行っていただいております。資料の中にも入っております先日の横浜のシンポジウムの折に、ある方がこの法教育の取組について、若い人たちのサークル活動のような取組ですねというふうに評された方がおられましたけれども、確かにそういうところはありまして、非常に重要なものだからやっていきたいというその前向きさ、あるいは非常に大変だけれども、おもしろいし楽しいというような姿勢というのが法教育に取り組んでいただいている方にありまして、それは教育の原点というか、教育の本来あるべき姿だと思いますので、そうした活動が多様に展開していくことは非常に大切だろうというふうに考えております。

しかし他方で、冒頭大場委員の方からも出ましたように、そうした相互の経験を共有して、互いに連携する機会あるいは互いに研さんする機会を設けるということは、これは法教育を飛躍的に推進させていく上でも重要なことだろうと思っております。そうした緊密な連携を図っていくためには、開かれたフォーラムというんですか、そういう場が必要ですし、恐らくそうしたフォーラムになろうという決意を、この推進協議会という名称があらわしているものだと思っておりますので、ぜひそうした点について今後とも検討していきたいと考えております。今後また新しい動きがありましたら、随時御報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、法教育研究会報告書に基づく授業実践の在り方について協議をいたしたいと思っております。この報告書に基づく授業実践につきましては、新宿区立落合第二中学校、筑波大附属中学校、静岡大附属島田中学校の各校から御協力をちょうだいできるというふうに伺っておりますが、本日はまず、新宿区立落合第二中学校における授業実践について、永野薫先生の方から御報告をいただきたいと存じます。

永野先生は、法教育研究会の委員、教材作成部会の構成員として教材作りに御尽力をされ、この協議会におきましても教材改訂検討部会の構成員をお務めになっておられます。

それでは永野先生、よろしく願いいたします。

永野教諭 新宿区立落合第二中学校の永野です。よろしく願いいたします。座らせていただきます。

実践についてなんですが、こちらに資料11というのに年間指導計画・評価基準というのがございます。今年、3年生の公民全部を担当できることになりましたので、4つの試案を全部やってみることができる大変恵まれた立場になりましたので、御協力させていただきたいということでもやりました。

やはり3年生ですので受験ですとか、それから評価基準、「もんじゅん」と呼んでいますが、ということもやはり現場では無視できませんので、実際に4つの試案を本当に公民の社会科の時間の中で、しかも受験もきちんとクリアしてできるように構成するにはどうしたらいいか、実践でやってみましょうという、そういう年間指導計画です。4月の最初に生徒にはこれを全

部配ってありまして、この時期にこの単元をこのようにやって、4つの観点はこういうふうに評価して、ここまでできればB評価であるということは1時間使って全部説明してあります。保護者の方にもお伝えするようという事で、保護者の方にも簡単には説明しています。

4つの内容についてなんですが、一番最初に「序章現代の社会を生きる」というところが、大杉先生がお書きになられた学習指導要領の一番骨になる部分でして、私たちはどのような社会に生きているだろうか、2年生の3学期に、1945年のポツダム宣言が終わってから、いわゆる2005年までの現代史の部分を勉強するわけですが、その本当の現代史の一番時間的に近いところを横幅に広げていく、時間軸ではなく、空間軸で広げていくのがこの一番最初の4月の授業ということになります。そのところで、例えば情報化社会であるとか、地域社会であるとか、少子・高齢化であるとかという様々なキーワードが出てくる中で、特別に何というふうに言われるわけではないけれども、気持ちよくみんなが受け入れることでみんなの利益になるということは、例えばどのようなことがあるだろうかというところから、4月は、仲村先生が中心となってお作りになったルールづくりのときの授業を既実践しております。やはり現場ですので、3時間きれいにとれたクラスもありますけれども、どうしても3時間ではできないクラスもございまして、無理やりそぎ落として2時間でやってみましたというクラスもございまして、現場で実際にやってみるとこんなふうになりましたという報告ができると思っています。

もう一つは、情報化社会ですとか、国際化ですとか、別のキーワードが入ってくるのですが、例えば実際に生徒に聞いてみますと、今、電車男なんていうのが大変話題になっているわけですが、2ちゃんねるを全く知らない、聞かない、見ないという生徒は非常に少なく、非常に流行っているバンドがその歌をカバーするということもありまして、生徒は大変興味を持っているということがあります。

2ちゃんねるの世界というのを我々教員ものぞいたりもするわけですが、思っているほどめちゃくちゃではございませんで、やはり独特な用語は使っていますけれども、受け入れられる決まりというのがあって、それを受け入れて運営されているというのが実際本にもなっておりますので、生徒はそんな本を読んでおりますから、そういうタイムリーな話題を使って、やはりそのルールづくりとか、ルールを受け入れることの心地よさみたいところは、4月の時点で既に授業をしています。

こちら2枚目の後ろの方になるんですけれども、学習指導要領に基づいてそのまま授業をしますと、このように経済の単元に次に移り、そして統治機構としての法というふうに移っていくわけですが、今年まで使っている教科書ですと、教科書会社6社中4社ぐらいは最初に統治機構が来て、その後に経済ということになっているのですが、来年度から使う新しい教科書ですと半数以上が先に経済の方を実践して、後の方に統治機構が来るということになっておりますので、教科書のページ数でいくと本当はすぐ統治機構に入らなくてはいけないのですが、そこはちょっと構成を変えまして、今年は教科書の後半の経済からやりますということで、それも含めて生徒にはこのように説明しました。

実際には9月下旬になるのですが、経済単元の終わりの方で、いわゆる契約を使った私法というところ、それから10月、11月になりますが、統治機構としての法、そして司法というふうになります。そこまで余りインターバルが空いてしまうとわけがわからなくなってしまうのがいけないと思ひまして、4月の最初にこれを使って説明をするときに、4つの試案の関わ

りぐらいについては黒板にダイヤモンドを書いて、このように全体に流していくからという説明はしています。したがって、実際の実践は既に「ルールづくり」という部分が終わっているのですが、1年間をかけて、9月下旬から10月、11月、12月辺りが、ちょうど試案をもう一度実践としてやってみるということになると思います。

現場は、受験もそうですし、行事とかが間に入りますので、そういう様々な条件が入った中でどのような実践ができるかということをお報告していきたいと思っています。よろしいでしょうか。土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の永野先生から御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言ください。

前回の研究会では余り立ち入って議論できなかった部分が、今日少し御説明いただきました評価基準の問題でございます。こういうことを教えていただきたい、こういう形で教えていただきたいということについては、いろいろな形で取りまとめをしたんですが、一体じゃあその達成度としてどの程度のことを求めるのか、あるいはどういう形で評価をするのかという点については十分詰められなかった部分がございます。その点についても、本日、評価の観点と基準というような観点で少し触れていただいておりますが、その点についていかがでしょうか。この辺、教育の専門家ということで、大杉委員あるいは江口委員の方で何かあれば。大杉委員 資料11のような年間指導計画は初めて見られる方もいらっしゃると思うので、評価基準というのはどういうことかなと思われると思います。

授業をする場合生徒に今日はどういう力をつけさせようとか、どんなことがわかってほしいとか、何ができ、何がわかり、どのように考えてもらいたいということを先生方は考えられています。それは学習指導の狙いなのです。その狙いは先生の言葉で考えられていますので、その狙いが実現したら子どもはどのような姿になるのだろうか、これをはっきりとした形で表したのがこの評価規準と呼ばれるものです。永野先生は「基準」と書かれていますが、これはちょっと字を間違えられていたと思うんですけども、この評価規準、つまり、学習指導の狙いが実現したときの子どもの姿を見るポイントとして、永野先生がここへ作っていただいたんですね。これがあれば、授業の様子がよくわかると思うんです。

あとは、学習指導の狙いを疑問形の問い方をした学習テーマにするともっとわかりやすくなると思うんですね。私たちはどんな社会に生きているんだろう、私たちは少し前の時代と比べてどんな特色のある社会なんだろう、といったように、疑問形の問いの形にします。現在は、少子・高齢社会や情報化社会などよく言われますけれども、先ほどの、「私たちはどんな社会に生きているんだろう、私たちは少し前の時代と比べてどんな特色のある社会なんだろう」という問いを学習テーマにして、授業で何かを比べると子どもの数がこんなに少なくなっていることが分かる。そういう少子化の進む社会で我々はどう生きたらいいのかということをお学習するんだろうと思うんですね。そして、この冊子を使って、永野先生が保護者の皆さんに学期の最初に話されていると思います。また生徒にも話して、こんな学習をしようねと話されていると思います。

このようなものを参考にすると、前回、法教育研究会で作った授業の姿をもっと見えやすい形になるのではないのかなと私は思っています。

江口委員 永野先生がご紹介されたものは、現行学習指導要領の枠組みにおいてすぐにでも扱える4つの教材でした。ただ、これまでの法教育研究会では、例えば法や司法がこれだけ子供た

ちの中に入ってきて接近している社会においては、学習指導要領の枠組み自体もひょっとしたら時代に合わせて検討すべきではないかといった議論もありました。そのため、もし可能ならば、最初の原点に帰って、原則のところでもっと法や司法が密接に社会の中にあるんだというような認識を学べるようになればと思います。

要するに、私は法教育研究会の開発した教材はベストな教材だったと思っていますが、これでもやはり足りないところがあります。あるいはこれで十分なのかという議論もあると思います。そのときに、もっと法的な思考を追求する授業もあるし、社会に子供たちが入っていくという参加型の授業もあるだろうと思います。そのあたりの論点も今後少しずつ膨らませて、豊かなものにしていくような議論をしていただけると、この協議会がより実りあるものになるのではと考えます。

土井座長 ありがとうございます。

今、江口委員がおっしゃった点は、非常に重要な点でして、法教育研究会が出した報告書の方でも、あまり知識詰め込み型というのはよくないんだと、法の本来の基本的な価値だとか、考え方というものを身につけてもらってというようなことを打ち出しました。

ところが、実際にその評価という段になりますと、思考力ですとか、様々な観点から考える力というのをどのようにして見ていくのかということになります。しかし、これにはなかなか難しい問題がございます。私も法科大学院で教えているんですが、法科大学院も同じように思考力を重視すると言っているんですが、じゃそれをどうやって評価するのかということになると、実際はなかなか難しい問題がございます。恐らくこの点も法教育についてもそうで、そのところを今江口委員がおっしゃったように、きっちりどういう形で見ていくのかということをも十分御検討いただかないと、最後に試験の段階で結局穴埋め試験をやってしまうというようなことになると、一体何をしているのやらということにもなりかねませんので、その意味では、そういう点についても、検討していければいいのではないかとこのように考えております。

それから、初めて協議会の方に御参加いただいた委員もでございますので、実際私も前回の研究会のときの経験からしても、こういう場で幾ら議論をしても、なかなかそのイメージがわからないということがございます。実際に先生方がおやりになっていただく授業を見ていただくと非常にイメージがわきますし、こういうことをやるんだとか、あるいはこういうふうなことはもっとこう考えられるんじゃないかなというイマジネーションを刺激するのは、やはりその現物を見てもらうのがいちばんいいということもございます。永野先生を始め、幾つかの学校で御協力をお願いしておりますので、機会があれば、また授業参観等を設けることができればというふうに考えておりますので、その際には御出席等いただいて、またいろいろと御検討いただければというふうに考えております。

そのほか、今、永野先生の方からの御報告で何か御発言等ございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、永野先生、大変御苦労かと存じますけれども、よろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、今度は教員養成課程における法教育の在り方について協議をいたしたいと思います。この議題につきましては、千葉大学大学院教育学研究科におきまして、法教育を教員リカレント教育に位置づけるプロジェクトを立ち上げ、御協力いただけたというふうに伺っております。

そこで本日は、このプロジェクトに携わっておられます千葉大学教育学研究科の上杉賢士教授と、この協議会委員でもいらっしゃいます羽間京子助教授から、プロジェクトの概要について御説明をいただきたいと思います。

それでは、上杉教授、羽間委員、よろしくお願いいたします。

上杉教授 御紹介いただきました千葉大学の上杉でございます。

今回お話をいただきまして、私どもの方は率直に申し上げて、今現在お手元にお届けしております基本線を確認したというところで、具体的にはこれから動き出すというところでございます。にもかかわらず、新聞報道にも特出しで取り上げていただきまして、誠にありがとうございました。大変荷が重うございますが、できるだけそれにお応えしたいというふうを考えております。

冒頭、倉吉司法法制部長から御紹介いただきましたように、私ども千葉大学教育学部の一つの特徴は、現職の教員約70名を1年間、千葉県教育委員会から委嘱を受けて、いわゆる研究生として受け入れるということが1つ。それから、昼夜間開校の、主として現職の教員を対象とした大学院専攻が現在3つ設置され、入学定員21名ですけれども、実質的には30名ほどの教員が入っております。合わせて年間100名。学部の入学定員が450名でありますので、それに対する比率としては非常に高いということをおわかりいただけるかと思えます。そこが一つの着眼点と申しましうか、ターゲットになるかと思えます。

100名の現職教員に向けて、どんな形でこの法教育というテーマをかぶせることができるかという検討をしてみいました。その中で幾つか考えどころがあるかと思うんですけれども、まず私自身も実は26年半、現場と教育行政を歩きまして、大学に来て今7年目に入ったところでございます。若干、自分を振り返りながら話しますと、やはり教員というのは教えたがりでございます。何らかの形で教材ができるとすぐ教えようということになってしまう。法教育というイメージから、やはりまた何か新しい課題が生じて、何らかの形で教材が用意できると、さてまた教えなければならないことが増えるという、実はそういうイメージを一般的には持ちがちであろうという懸念を持っております。

そこで先日、吉村参事官始め法務省の関係の方々千葉大学へお越しくささいまして、「はじめの法教育」というこの書物を見せていただきました。「法律ってエライ人が決めること?」、このキャッチコピーにいたく感動いたしました。つまり法律というのは上からおりてきて個人が守る、つまり個人の行動を規制するものでは必ずしもないのであって、集団と個人の調和をどうしていくかということ、まさにそこに問題があるのだということを実は教員が適切に理解をし、教材を適切に使って望ましい教育を展開するという、その中間の部分の部分を私どもが何らかの形で担えたら大変意味のある参加になるのかなと、そんなことを考えております。

私の文脈で申しますと、例えば集団があつて、個人があつて、その関係をどうつないでいくかといったときに、かつて集団から個人に対して、いわゆる社会的きずな、ソーシャルバンドという言い方をするんでしょうか、集団が個人にいろいろな形で行動様式あるいはルールを守ることを要求する。ところが、残念ながら今現在、そこが個人によって拒否されていて、なかなかうまく法とかルールにのっとった行動ができない状態にいるという現状が一方である気がいたします。

ですから、ややもすると、荒れた学校に法教育を持ち込めば落ち着くんだというような、こういう誤解が生じかねないという気がしてならないんです。やはり理想的には、一方で集団社

会が求めるルールを受け入れつつ、一方で自分たちが周囲と調和的に暮らすために、個人から社会に対してソーシャルボンドを求める、きずなを求めていくという、その双方向があって初めて法社会というのが実現できるのだらうと、個人的には実はそんなことを考えております。例えば、そういう精神を、現職の教員ざっと100名、どういう形で対象にできるかわかりませんが、テーマとして一緒に考えてみたり、あるいは教材作成の協力をお願いしたり、実際には各学校で実践をして事例を収集したりという、そういう作業の中で今のような課題について正面から取り組んでみたいと考えておるところでございます。

そう考えてまいりますと、必然的にと申しましょうか、法教育研究会が作成されました4つの教材のカテゴリーの中の特にルールづくりに重点が置かれることになるだろうという予想をつけております。例えば、あるシチュエーションを設定して、この関係の中でお互いに気持ちよく暮らすためにはやはり何かルールが必要であると、それをどんなふうに作っていかうかと。そこに例えば合意形成であるとかアサーション、さわやかな自己表現なんていう言い方をしますけれども、それぞれの欲求を出し合い、お互いにつむぎ合わせて一つのルールを作っていく。実はこれが法の第一歩なのだということを子供たちが実感してくれるといいなという意味で、体験的学習とか問題解決的手法によって法の意味を理解していく。今現在ある法も、実はそういう地点からスタートしてできているものであって、そうなると、やはり法というのは上からおりてきて我々の行動を規制するものではなくて、我々自身が快適な暮らしをするために、あるいは民主的な社会をつくるために必要なのだという理解が進むのではないか。そこをまず教員の研修に関わって、何か我々なりのアプローチができないかということを経験的には考えております。

これから内部で時間をかけて議論をして、具体的な方向を定めてまいりたいと思いますし、また別の機会に今日の落合第二中学校さんでしょうか、そこには及ばないかもしれませんが、何らかの形で実践報告ができると、我々の役目も少し務まるのかなと思っております。

早口で申し上げましたけれども、以上のようなことを考えて、参加をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、今の上杉教授からの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由にどうぞお願いいたします。

鈴木委員 上杉先生のおっしゃられること、非常に狙いを捉えていただいている非常によろしいと思っておりますが、具体的な進め方の方がちょっとよくわからない部分がありました。

今のお話だと、千葉大の教育学部の方でそういう学生さん、あるいは現場の先生たちを対象にやっていただくと。その実践報告を我々の方はお待ちしているということがかかわればよろしいのか、それともあるいは、教材の改訂の部会の委員なり何なりがそこ連携をとりながらというようなことなのか、その辺がまだ少しわかっていない部分がございます。もちろん、法務省の事務局の方から千葉大の方には十分な御説明がいつているものと承知しておりますけれども、法教育研究会のときもだんだん繰り返す中でどんなイメージというのがだんだん共有化されてきたところだろうと思います。この教材1本見れば多分わかるというものでもないのではないかとこのところがございますので、その辺について今後の進め方、どのようなものなのか。上杉先生にお聞きするのも酷なので、事務局の方からでもお答えいただければと思います。

吉村参事官 私どもの方で千葉大学の方をお願いした折には、千葉大学でもこれからいろいろと

工夫し、教員のリカレントに対してどのようにこれがいかにしていけるのかということこれから研究していただくと、このように聞いております。それで、千葉大学との連携の在り方につきましては、まさに羽間委員がこの協議会のメンバーとして入っていただき、ここの中で議論を聞いていただき、それをまた更に大学の方へ持ち帰っていただく。逆に大学の方では、大学の中で御議論いただいたことを機会を見てこちらの方にも御報告いただくと、そういう中で連携を図っていきたくと事務局では考えております。

上杉教授 それでは、私の方から一言よろしゅうございますか。

具体的な展開については、これから戻って協議をしたいと思っておりますけれども、一つの進め方としては、この推進委員会の皆様の御協力をいただいて、何らかの形で法教育全体のアウトラインについてまず我々が、あるいは現職の教員100名が理解をするということも当然一つ考えられましょうし、あるいは既にできておりますこの教材を使つての学習会であるとかという意味でぜひ強いつながりを持ちつつ、それを実践のレベルでもう一度何か我々なりのものを生み出してお返しをするというような、実はそんな関係になることが望ましいと考えております。

それから、先ほどの説明の中でも一部ございましたけれども、教員養成学部でございますので、リカレントとは別に教員養成学部の中に法教育というカテゴリーといいたいまいしょうか、科目をという話も、先にお越しいただいたときに話題としてはちょっと出てまいりました。順序としては、まずリカレント教育の部分で、現職の教員にこの法教育とは何ぞやということの適切な理解を持って頂くと。その先に、あるいはその教員養成学部における法教育のいわゆる授業、解説というようなことが順序としてはついてくるのかなと、そんな見通しを持っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

私も総合大学におりまして法学部にいるんですが、教育学部も京都大にございます。ただ、なかなか学部間の連携というのは常に総合大学でとれているわけではなくて、特に法学部の先生方はやかましいことを言うので、各学部の法学部に対するイメージが悪いというのは多分どこでもそうで、あそこに持っていくと非常にややこしくなるというようなところもございます。

教育学部で取り組んでいただくということになった場合に、協議会の在り方とパラレルではあるんですが、教育を御担当の方と、それから法律の専門家との連携の問題がやはりあるかと思えます。今回の場合も、大学にいる法学者あるいは実務の先生方とどういう形で連携をしてやっていただくかということについて大きな問題だろうと思えますが、今後プロジェクトを具体化されていく上でいろいろと問題が生じたときには御相談いただくなり、御意見をいただくなりして、うまく協力関係を作ることができたらというふうに思っております。

大場委員 基本的な質問なんですけど、今、リカレント教育の中で法教育というのを取り扱っていただけるということですが、基本的なことなんですけど、教員リカレント教育というのはどういうことをするんでしょうか。その全体をちょっと教えていただければと思うんですが。

上杉教授 私どもは、千葉県に限らないのですが、主として千葉県から現職教員の委託研究生としての委託を受けて、年間70名ほどの受け入れをしております。それから夜間に大学院を開設しております、これが具体的に申しますとスクールマネジメント、それからカリキュラム開発、それから私どもの学校教育臨床という、それぞれの3専攻でございます。それぞれに学生と言いながら現職教員ですね。通常勤務をしながら夜間の大学院に通う者と、それから1年間職務を免除されますので、昼間から丸々1年研究ができるという、つまり現職教員が我々の

教育の一つのターゲットということになります。その全体を指して、いわゆるリカレントというふうに理解をしておりますけれども、格好のターゲットがありますので、何らかの形でそのカリキュラムの中に法教育を忍ばせていくと、あるいは法教育について彼らがこの機会に理解をする場を私どもの方から提供しようという考え方です。

先ほど座長さんからお話がありました件にも一言触れておきたいと思うんですけれども、私ども、いわゆる法学教育と法教育という分類ができるかと思っております。私どもは残念ながら、法学教育という一種の体系化された中で何かを広げるということは、必ずしも専門ではありませんので得手ではございません。それとの対比で言いますと、やはり法教育の部分ですね、こちらでどれだけ広げられるか。当然そういう意味で、法学教育の分野からのバックアップもちょうだいしたいと思いますし、そこで両者のいい関係をつくるために、我々は法教育という分野からアプローチをしていこうと、そういう共通理解はしているところでございます。土井座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

江口委員 文科省がすぐに対応なさるかどうかわからないのですが、教員養成制度の中に少しこういう論点も入れるべきではと思います。要するに、司法制度改革の中で制度の設計が変わっていているわけですから、どこかで教師に伝えなければいけない部分もあり、教員養成に反映されるべきだと思います。裁判員制度というのは見やすいわけですが、それについて今までの憲法や法学の科目で扱うのかなとも思います。あるいは、社会が変わっているのもっと積極的に教員養成制度の中で伝えていこうとするのかです。これは法務省も多分関わってくると思うんですけれども、吉富教育官に少しご意見をお聞きしたいと思います。

吉富教育官 大変難しい質問で即答できませんけれども、1つには、教育課程の中で教員養成の在り方以前の、さっきちょっと先生からも御指摘ありましたけれども、新しい課題と言っていいと思いますけれども、どう考えていくかという問題もあるし、それと並行してやはり教員の指導力、とりわけリカレント教育もありますが、養成課程でどうかというのはやはり一つの大きな課題だろうと思います。

具体的に何をどうするというのは今お答えできませんけれども、この報告書自体は免許を担当する担当課の方にも入れて、状況はお伝えしているというところです。

土井座長 そのほかいかがでしょうか。

安藤委員 以前、教育職員養成審議会の方もかかわらせていただいていたんですけれども、その時点でも本当に時間的にかつかつの中でやっていらして、これから新しくこういうものができるのかどうかすごい疑問なんですね。やはりもっと連携して時間的なゆとりを持ってやっていかないと、もったいないと思うんです、これだけ時間をかけていろいろやっているんですから、ぜひその辺のところもあわせて協力してやっていけたらいいなと思っています。

あと、裁判員制度の導入のアンケートをとったらものすごく否定的な意見が多かったという新聞記事を読んだんですが、そういうことに対してはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

土井座長 裁判員制度の件は次の議題にありますので、その場で触れさせていただきたいと思えます。

今おっしゃられた時間の問題等、これも研究会以来の懸案ではありますけれども、やはり法教育は大事な事柄だということ、それからこれは非常におもしろいし、子供たちにとって役に

立つ事柄だということや学校の先生方が理解していただくということ、それがやはり重要だと思ふんですね。先生方が大事だと思わないものは、大事だからやれと言っても、なかなかそれは後回しになるというのはもう当然のことで、非常に大事だというふうに思っていたら、何よりも優先してやっていただけるということですので、その点がやはり重要だろうと思います。その際に、考えていただいているプロジェクトというのは非常に大事で、このプロジェクトの中で、先生方がこれはおもしろいと実感していただくかどうかというのは非常に重要な点だと思います。

永野先生を始め、各学校で取り組んでいただく授業そのものを見ていただくという手と、それからこういう研修の機会あるいは養成の機会に、これは本当に自分たちがやっても楽しいんだというふうに思っていたら、やはり重要だと思ふので、この点についてはぜひお進めいただきたいですし、この千葉大でのプロジェクトの成果というのがまたほかの方、ほかの教育大学等にも広がっていくということは非常に大事なことで思っておりますので、ぜひこの点については御協力いただいて推進していただければというふうに思っています。

そのほかございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。今、安藤委員の方からも裁判員制度の話が出ましたので、それではそちらの方に移らせていただきたいと思ふます。

それでは、最後の議題としまして、裁判員制度を題材とした法教育の教材作成について協議をいたしたいと思ふます。裁判員制度につきましては、法務省刑事局の裁判員制度啓発推進室において広報啓発を進め、裁判員教材についても、裁判員教材作成部会の準備会を開催して、教材作成の方向性のある程度御検討いただいているということのようでございます。そこで今日は、裁判員制度啓発推進室の大山局付から、その概要について御説明をいただきたいと思ふます。

大山局付、お願いいたします。

大山局付 裁判員制度啓発推進室の大山から御説明申し上げます。

まず、裁判員制度についてですけれども、皆様方御存じの方も多いと思ふんですけれども、一応ここで簡単に概要をまず説明申し上げます。お手元にお配りしましたこの裁判員制度のパンフレットを御覧いただけますでしょうか。表紙をめくっていただきまして、見開きの1枚目と2枚目を御覧ください。

最初に、左側の一番上に「裁判員制度がはじまります」と黄色い大きな字で書かれてございますけれども、その下に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成16年5月28日に公布され、この制度は平成21年5月までの間にスタートすると、こう書かれております。去年の5月に法律ができて、およそ5年の準備期間、それから1年たっていますから、今から起算しますと、あと約4年後に裁判員制度が実際にスタートすることになります。

どういう制度か、これはその下にチャート図が書かれていますが、まずその前提として、刑事裁判と民事裁判と大きく裁判は2つに分かれますが、裁判員制度は刑事裁判だけに適用される制度です。刑事裁判ですので、前提として事件、刑事事件が発生したということがまずあるわけですけれども、事件が起きますと警察が捜査をするわけですね。警察が捜査をして、書類などが検察庁に送られてきます。そうすると検察官が起訴するかどうか決めるわけですね。検察官が起訴をすると、それから裁判が始まると。あとは裁判所の手続になります。

捜査と起訴、ここまでは裁判員制度が始まる前も後も基本的には同じです。裁判員制度が始

まると、変わってくるのはその後です。3つ目の ですけども、裁判の準備と書かれてい  
すけれども、裁判員制度では、必ず裁判が始まる前に裁判の準備をすることになっていま  
す。これは争点をはっきりさせて、それからどういう証拠を調べるのかということであらかじめよ  
く打ち合わせておくための手続です。その後、裁判員を選ぶことになりすけれども、裁判官  
は3人、裁判員の方、これが一般の国民の方から選ばれる裁判員ですけども、裁判員の方は  
6人です。

裁判員の方6人と裁判官3人、合計9名で裁判を行うわけですけども、右側の方にいきま  
して、裁判員が参加する仕事、どんなことをするのかですけども、一番上に裁判を行うと書  
いてありますが、裁判所の法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。これは裁判官  
と同じように仕事をするわけです。その次に評議と書いてありますけれども、今度は非公開の  
場で裁判員と裁判官と一緒に、被告人が有罪なのか、無罪なのか、有罪の場合はどういう刑に  
するのかを決めると、これが評議です。最後、判決とありますけれども、評議の結果に基づい  
て判決を言い渡すわけですけども、その際、裁判員の方もその場に立ち会うと、こういうこ  
とになっています。これが裁判員制度の大きな流れです。

それで、こういう裁判員制度の法律が去年5月にできて、5年以内に始まるということにな  
ったことを受けまして、法務省は去年の7月に裁判員制度啓発推進室という部屋を作りました。  
それが私どもが所属している部屋なんですけれども、これは裁判員制度の国民向けの広報啓発  
を行う部署でございます。そこでどんな仕事をしているかといいますと、今御覧いただきました  
パンフレット、これは最高裁判所と日本弁護士連合会、それから法務省の三者で作ったパン  
フレットですけども、こういうものを作ったりとか、あるいは最後に直前に配らせていただ  
きましたけれども、このドラマビデオ。最近上映会をやりまして、皆様方にも御案内行った方  
も多いと思いますけれども、この裁判員制度、中村雅俊さんが監督で、かつ裁判長役で出演し  
ている、そういうビデオなんですけれども、こういうビデオを作ったり、あるいはいろいろな  
ところで説明会を行ったりして、広報啓発活動を行っているわけです。

そういった広報啓発活動というのは、基本的には大人向け、成人向けのものなんですけれど  
も、そういう成人向けの広報啓発と同じように我々としては法教育、若い世代を対象とした法  
教育について非常に期待を持っています。

先ほどちょっと御紹介いただきましたけれども、実は今回、裁判員教材作成部会を設置して  
いただく前に、今年の3月なんですけれども、準備会を開いております。これは大杉委員に御  
指導をいただきまして、今回の教材作成部会のメンバーでもあります中学校の先生方5人をお  
招きしまして、いろいろ裁判員制度の啓発としてどんなことをやっていくかということフリ  
ートーキングのような形で話し合いをしました。

資料13ですけども、これは「裁判員制度の啓発について」というメモですが、ここに書  
いてありますことはそのとき議題にさせていただいたことで、ある程度その結果も盛り込んで  
まとめたものです。

最初の ですが、法教育と裁判員制度の啓発との関係について、これは実は以前から少し悩  
んでいたといいますか、ちょっと難しい問題だなと思っていたことなんですけれども、そもそ  
も法教育がなぜ必要なのかということと関連するんですが、もともと国民一人一人が法や司法  
を身近なものと感じることが大切だと。それからもう一つ、国民一人一人が司法に能動的に参  
加していく気持ちが大切だと、こういうふうなことが言われておりまして、当然その裁判員制

度が実施されるということ、これを前提に法教育研究会の当時から御議論いただいているわけです。

そうすると、既に4つ、試案的な立派な教材を作っていたいただいておりますけれども、それに加えて、じゃ一体どういう教材をつくるのかということを整理しておく必要があるというふうに考えて、いろいろ意見を出していただいたんですけれども。それが最初の矢印のところに書いてありますが、裁判員制度は4年後には始まる制度だという点、これがまず大事だと思います。4年後には実際に始まると。もう一つ、その矢印の4行目に積極的な参加意識・姿勢の醸成を図ると書いてありますが、とにかく参加してもらわないと困る、参加してもらわないと始まらない、そういう制度であると。この2点を強調しておきたいというふうに思っています。とにかく4年後に始まり、参加してもらわないと回っていかない制度ですので、裁判員制度の啓発については、法教育の分野で言いますと、司法でいろいろ御議論いただいたわけですが、特により実践的な、具体的な裁判の具体像に触れるような内容の、そういうものによって積極的な参加意識・姿勢の情勢を図ると、こういうものを目的に据えたいというふうに考えています。ちょっとまだ抽象的なんですけれども、後でまたどういうものを目指すかというところで御説明したいと思いますけれども。

次の矢印ですが、対象をどうするかということですが、基本的には学校教育を念頭に置いておまして、ここにも書いてありますが、柔軟性に富み、将来の日本を背負って立つべき若い世代を中心に据えたいと、こう考えています。

先ほど安藤委員からアンケート、世論調査の結果芳しくないのではないかという御指摘がありましたけれども、確かに最近発表された内閣府の世論調査でも、70%の人が裁判員に参加したくない、あるいはあまり参加したくないと、こういうふうに答えています。ただ、よい材料というものもございまして、よく分析すると、若い人は比較的参加したいという人が多いんですね。ですから、ますます法教育に期待するところは大きいということを当室として考えております。

それで、次の ですけども、じゃ、一体どういう教材を目指すのかということですが、ここにはあくまで例としまして今現段階で考えているもの、これ以外のもっといいアイデアがあれば、そういうものをどんどん盛り込んでいきたいとも考えています。

まず、司法制度とか裁判の具体像について解説するとともに、参加の意義・必要性について十分に考えさせる素材を提供するようなパンフレットの教材で、紙ベースのものでですけども、そういうものを考えています。これは中学校、高校生用のものと、あとはそれを指導する教師、先生が指導するための手引きのようなもの、こういうものを作りたいというふうに考えています。このパンフレットなんですけれども、学校なんかで説明する際にも使っているんですが、こういう絵柄は親しみやすくいいというふうに言っているんですが、しかし中身を読むとやはりちょっと難しいと、中学生には難しいんじゃないかということを言われています。

あと、これはいろいろ制度については解説しているんですけども、だからどうなんですかと、だからどうして参加しなくちゃいけないのと、それには直接答えていないんですね。若干、Q2で「なぜ導入されるのですか」というところで意義については触れているんですが、参加したくなるような、そういう記載というものが、自分たちで作ったものですが、やや足りないのかなという反省をしております。ですから、生徒さんたちによく考えてもらって、参

加してもいいなというふうに考えてもらえるような、そういうものをぜひ目指したいというふうに考えています。これが最初の1案です。

それから、2つ目の案ですけれども、これは模擬裁判のようなものを実際に学校で、これまでうちの部屋で模擬裁判なんかやったことあるんですけれども、そういうものを例えばビデオを写して、こういうふうにやったらいいんですよということがそれを見ればわかるようなビデオをつくる。あわせて、どういうふうに準備をして、どういう段取りで進めればうまくいくかということ解説した手引き、そういうものも付けたキットを作ると、これも実は大杉視学官から御示唆いただいたんですけれども、そういうようなものを作ったらどうかということも考えております。これが2つ目の案でございます。先ほど若干抽象的な話になってしまいましたけれども、これを実践的というふうに称しておるんですが、こういうものを目指したいと一応考えております。

あと、その他のところに書かれているのは、先ほど吉富教育官からもお話ありました研修プログラムの話ですとか、例えば夏休みの先生方の研修の中に法廷傍聴を盛り込んだ研修のプログラムを実施していくことですとか、そういうこともできたらいいなというふうに考えておまして、教材の作成とは別に、そういう研修プログラムについても部会の中で議論していきたいというふうに考えております。今後とも御指導よろしくお願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

裁判員に関する問題と申しますのは、裁判というものの自体が法教育との関係で非常に重要な法の一つの骨格をなすという意味で大切だということと同時に、この問題は裁判員制度の実施の点にも関わってきますので、具体的な目標が明確であるということもございまして、かなり期限も明確になっておるところもありまして、現状、裁判員制度の導入に向けて国民がどう考えているか、あるいはどういう状況にあって、それをどういうふうにとっていくために、こういう啓発活動あるいは教育を行っていくかというようなことになろうかと思っております。

それで、その議論の最初として、先ほど安藤委員からの御指摘もございましたように、アンケート等をされて、国民が今どういうふうに感じているというふうな受けとめておられるか、あるいはそれをどういうふうに対応していく必要があるというふうに感じておられるかというのを、法律家の委員の方から少し伺えればというふうに思うんですが、今、法務省の方からお話がありましたので、裁判官あるいは弁護士の委員の方で何かあれば、御発言があればと思うんですが、いかがでしょうか。

河本委員、いかがでしょう。

河本委員 70%の方が非常に消極的な反応を示している。確かに大山局付おっしゃるように、若い方は積極的だと捉えられないことはないのですが、内実を見てみると、嫌だと思ふ理由は、裁くことに対する責任が非常に重いからという、非常に裁判そのものの意義を真剣に考えていただいている点の一つ。それから、働いている方が勤務日に裁判に本当に参加できるのか、また勤務以外にも、それぞれ家庭の都合のある方が本当に裁判所へ行けるのかという理由。これらは非常に大きな課題ではないかと思っております。

一つ目の意識は、やはり裁判は非常に責任の重い仕事であるということはそのとおりですが、裁判員に期待されるものは裁判官と同じ役割ではないというあたりをしっかりと広報していかねばならないと思っております。

二つ目の事情については、裁判員法ができたからといって、裁判員制度がきちんと進むとい

うわけにはなかなかいかないと思っております。関係省庁等の連携をどんどん作っていったら、なるべく国民が参加しやすい、国民に負担をかけないシステムを4年かけて作っていかないと、とてもこの不安感や負担感の解消はできないかなと思っております。この辺、裁判所としてもきちんとしていきたいと思っております。

広報の関係ですが、裁判員制度そのものの広報も大変結構ですが、何よりも裁判とは一体何なのかということも知っていただく必要があると思っております。皆さんで決めたルールが実際に強制されるといいますか、実現される機関は、自力救済の禁じられているこの国では裁判ということになるわけです。実際、裁判とはどういう機能であり、国家機関の中でどのような意味を持っているのか。それを実際に自分たちはどう利用できて、また場合によってはどうかかわらなければならないのかをきちんと、浮ついた形ではなく伝える広報をしっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

今、名前も出ましたが、小林委員の方で何かございましたら。

小林委員 安藤委員の御指摘のとおり、国民の間にはまだまだ裁判員にはあまりなりたくないという声が多いという世論調査の結果につきましては、私どもも厳しい現実として受けとめなければいけないと思っております。

河本委員の方からも御指摘がありましたように、いろいろな理由があるだろうと思えます。例えばですが、職場から裁判員として裁判に出ていくということになります、職場が温かく送り出してくれないと、なかなか出ていきにくいのではないのでしょうか。そういうことから、先ほど申し上げましたとおり、関係省庁間の連携を強化して、円滑にこの裁判員制度が実施できるようにしようということで、私ども内閣官房に関係省庁連絡会議というものを置いて、いろいろな関係省庁に御協力をいただいているところでございます。

そういう参加する環境を整えるという関係では、主として、厚生労働省や経済産業省などの関係省庁にいろいろお願いしているわけですし、それから今ここで問題となっている法教育の問題、すなわち、できる限り若いうちから日本の司法制度や裁判員制度についても正しく理解をしていただく、そういうこともぜひ必要だろうということで、文部科学省の方にももちろん御参加をいただいております、法教育の面について御協力をいただけないだろうかということで今お願いをしているところでございます。

私どもの関係省庁連絡会議は、まだ始まったばかりですし、これから実施まで時間をかけてぜひ円滑に実施できるようにしたいと考えております。法教育につきましては、この法教育推進協議会でかなり突っ込んだ議論と、それから実践の試みもしていただけると聞いておりますので、大いに期待しております。文部科学省とも十分な連携をとっていただけて、ぜひここでの成果を生かすという方向で進めていただければと期待しております。どうかよろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

弁護士のお立場から、鈴木委員。

鈴木委員 この間の横浜のシンポジウムでも少し申し上げたのですけれども、河本委員の方からもありましたように、裁判というものの自体についての国民への理解というものがなかなか難しいものがあるんじゃないかなと。それは我々専門家も含めて、これまでそういう部分を国民の

方たちに知らせてこなかった責任の一端があるんだろうとは思っておりますが、さあ、ここに来て裁判員になりますよと。じゃ、裁判というものに来てくださいといったときに、裁判というのは何だかわからないというのが実際だろうと思うんです。

しかしながら、先ほどありましたように若い人、きのうも実は僕はこのパンフレットで愛知の中学生3人、社会科見学に来られた方たちに1時間ちょっと説明をしました。これはさすがに子供たちには難しいです。しかしながら、裁判ってそもそも何であるんだろうというようなことを問いかけながら、それを考えてもらいながら少しずつ導入をしてこれに入れてもらうと。それで、細かいところは家に帰ってから読んでもいいよというようなことでやりましたけれども、何らかのイメージは持って帰っていただけたのかなと。それにつけても思いましたのは、中学3年生が関心を持っているんだということに非常にうれしく思った次第です。

翻って考えてみますと、この研究会のときも司法の部分の教材というのが非常に難儀をした部分ではないかというふうに思っています。それはこちら側、法律の専門家の方の考え方の少しずつのズレと、それから教員の方たちがイメージを持っていたものと、ここに出てきているものが違うということのズレとの中での苦労があったと思います。ですから、裁判員の教材ということになると、その苦労がもっと難しくなっていくのかなと思いますけれども、この司法の教材と連動するような形でそれがうまく教材化していくといいだろうと思っておりますし、その協力のために弁護士会の方も力を出したいと思っております。よろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。一応、法律家の委員の方から御意見をいただきました。

私自身もいろいろな印象を持っているのですが、7割がやりたくないというアンケートの結果が出ているということ、これはそれなりに重く受けとめなければいけないだろうと思っております。

ただ、個人的な率直な印象を申し上げますと、例えば税金払いたいですかというふうに聞いたときに、払いたいですと答えるのが過半数を超えるかという、多分それはやはり払いたくないというのが多数でしょう。しかし、払いますかと聞けば、それは払っていますというふうに答えることになるのだろうかと思います。裁判の重要性の意義を理解したとしても、やりたくてやりたくて仕方がないというような任務とはいえないのですから、やりたいですと言われると、それはできればやりたくない。しかし、やらなければならないと理解すれば、それは責任を負いますということまでいくかどうかというのがやはり重要なところだろうと思えます。その意味では、裁判の意義を理解してもらうこと、河本委員の方からも御指摘ありましたけれども、やはりそこに尽きるんだろうと思えます。

先ほどからありました、上から法がおりてくるわけではない、法というのは御触書きではないし、裁判というのはお白州ではないというのを、どういう形で理解してもらうかというところがやはり一番重要だろうというふうに思えますし、そこに参加していく意義というか、役割を理解してもらう。大変だけれども、それは引き受けなければいけないのだということを理解してもらうということが大事だろうと思えます。

では、なぜ、それを理解してもらわなければいけないかという、これはもう裁判員制度の問題に留まるものなのではなくて、国民主権とか民主主義と言っておきながら、その責任を負う段になると、それは嫌ですという話をするならば、そもそも民主主義とは何ですか、じゃ国民主権というのとは何ですかという話になりかねない部分がございます。裁判員制度の場合は、

裁判官自身が、法解釈について重要な役割も果たされますし、訴訟の手續についても責任を持たれるわけで、恐らく国民に求められているのは難しい六法全書を理解することではなくて、基本的な正義感とか公平さをきちっと発揮してもらおうということですので、裁判員に求められている役割ということ自体の広報といえますか、それをしっかり伝えていく必要があると思います。

あともう一つ、パンフレットの件も出ておりましたけれども、やはり文字で見て理解するというのと、腑に落ちるといのはなかなか違うものですから、制度としてはこうなんだなということを理解したからといって、本当の意味において腑に落ちたかということ、それは違うというところがあるかと思います。そういう意味では、ここで御検討いただいておりますような実際に裁判を体験するとかということは、それは裁判員に関する法律を正確に理解することではなくて、これは大切なことなんだと、自分たちにはこれが求められているということなんだということを肌で感じてもらうということの方が、これを進めていく上では重要なのかなというふうに私自身は思います。

ただ、この点についてはいろいろなお考えもあると思いますし、とりわけ今度は法律家の専門ではない方の御意見、こういうことをした方がわかりやすいんじゃないか、こういうことの方が国民に理解を得るためには重要ではないかという御意見もあるかと思しますので、そういう意味では法律家ではない委員の方から御意見を伺いたいと思います。

この点、飯田委員、いかがでしょうか。

飯田委員 私は先ほどちょっと言いましたが、アメリカに1年間行っておりまして、そのとき何をしていたかといいますと、毎日地裁に行って陪審員の方たちにアンケートを配ったり、地裁の陪審を終えた人たち 裁判所の許可を得てですけれども、アンケートを回収していろいろな意見を集計するという作業を1年間しております。

何といっても、アメリカですら、最初呼び出されたときはうへーという感じで、呼び出しの何十人と集められたときには、みんな本当にもう迷惑、厄介、嫌だという顔をしていても、呼ばれて裁判長から説明を受けていろいろなことをしているうちに、ちょっとやってもいいかなみたいな感じになってきて、最後、数日間の審議を経て評決に達した後は、本当にもう晴れ晴れとした、やったという達成感を持って皆さん出てこられる。そしてそのアンケートにも、これだけの経験ができて本当によかったと、やってみる前と全然違うということを書かれて、特に女性の陪審員経験者の方にはその落差というか、非常に得たものが大きかったという感想をいただきました。その結果については以前「自由と正義」の方に書いたことがあるんですけども。

そのことから思いまして、やはりやってみないと、この意味とか重要さとか、あるいは喜びみたいなものは伝わらないんだなというのが正直な感想で、この前、7割がやりたくないという結果が出たときも私は全然驚きませんで、だってそれはまだ誰もやっていないんだもの、誰もこれをやっていないんだから、これがやってよかったなんてということはわからないよね、今は、先ほど税金のお話もありましたけれども、そういう感じがしたので、ほとんど驚きを感じないで結果を受けとめました。

なので、言いたいことは、自分たちが法律を最終的な問題解決の手段として使っていくんだとか、それからそれは自分たちが生きていく上で重要な武器になるんだということを、やはり実感した人たちの経験談みたいなものをどんどん言っていく。基本的には、今法律家の方たち

は法律のプロとして出前授業とか、いろいろなところでお話しされていて、こういう仕組みになっているんですよというふうにお話しされていると思うんですけども、それに加えて、もっと法律によって生きることの喜びみたいなものを、これはすごく楽しいことなんだ 楽しいことと言ったら語弊があるけれども、魅力あることなんだということを実感として伝えていただきたいなというふうに思っております。

また、子どもの話になりますが、実は私がアメリカに行く前は、生活の周りに法を題材にしたエンターテインメントというものがほとんどありませんで、アメリカに最初に行ったときには、子供が見るディズニーのビデオとか、いろいろな漫画とかに非常に裁判長とか陪審員とかが出てきて大変驚いたのが、98年ぐらいのことなんですけれども、記憶がございませぬ。

今現在2005年になりますと、実はこの辺が非常に変化しております、逆転裁判というゲームを御存じかどうか分かりませんが、今度DSのソフトまで出るんですけれども、そういうものがすごく子どもたちの間で大変な人気です、ポケモンと同じような人気を持っている。それからテレビ番組の方でも、なんか行列ができたりしていると、こういうことで、以前は仁鶴さんの番組しかなかったんですけれども、今はもういろいろな番組で司法の世界がエンターテインメントであるという状況が、非常に私から見ればいい形で出てきているというふうに思っております。こちら辺をうまくプッシュして、次のゲームのバージョンにはぜひ裁判員なんかも入れて、裁判員をうまく説得する方法とか、そういうものを楽しみの一つに入れていただくと、こういう義務感だけではなくて、楽しみとしての 楽しみってうまく伝わっているかどうかちょっと自信がありませんけれども、そのことによって自分たちは生きていく上で一つ腕力を 腕力というのかな、生きる力を持つんだというような喜びを子供たちに、大人も含めてもちろんそうなんですけれども、伝える何か工夫や提案ができていったらなと思っております。土井座長 ありがとうございます。

今、西嶋委員がお見えになりましたので、少し自己紹介をしていただくと同時に、今、裁判員制度について国民に普及していく上で、法教育あるいは裁判員に関する教材作成の上でどういふ点を考慮したらいいかということをお意見伺っておりますので、御意見いただければというふうに思います。

西嶋委員 すみません、遅れてまいりまして。今日は他に予定があり出席出来ないはずでしたが、やはり第1回に皆さんにも顔合わせをしないとどうしても遅れてしまうと思ったので、予定をちょっと切り上げて、後の30分だけでも思って参加させていただきました。

所属は横河ヒューマン・クリエイティブと書いてありますが、実は早期定年退職まで30年間ほど、日本IBMの人事部門で女性の問題ですとか、障害を持った方たちの問題に取り組んでおります。その関係から厚生労働省の方たちとか文部科学省の方たちとお付き合いがあり、国の審議の方にも参加をさせていただいたりしております。今回お声がかかったときには、専門家の先生方たちの中で私は全く知識もありませんし、専門の領域でもありませんのでお役に立たないと申し上げたんですが、素人の立場で感じたことをお話しすればいいというお返事でしたので、お引き受けをしたということです。

裁判員制度についてだけではないのですが、小さいうちから法律というものが身近にないなというのをやはり実感しています。法律ってかたいものではなくて、世の中どこの組織の中でも、社会の中でも暮らしていく中での取り決めがあり、それが法律だと考えてみれば当たり前のことなんですけれども、その辺の理解が特に今若い方たち、小さい方たちにとっては正しく

理解されていないのではないかなというのを感じていたところです。

それから、あまりにも法律の条文がわかりにくい言葉で書いてあるので、素人から見ると、これはこういうことを言っているのかなと思うというようなことも日々感じているようなところがあります。本当に皆様方の専門的なところからの意見ということでは、ちょっと的外れな発言をさせていただくかもしれませんが、勉強しながら参加させていただこうと思っています。よろしくお願ひいたします。

土井座長 最初に問題提起をいただいたということもありまして、安藤委員、何かこの点について御意見ございますでしょうか。

安藤委員 日ごろから周りを見ていますと、裁判員制度ということ自体が、どうも日本人の心情的なものにそぐわないんじゃないかという意見がすごく多いんですね。せんだってのシンポジウムのアンケートをめぐってましたらば、日本人としての情というものも絡めて考えたらどうかという一文がありました。法律と情というと、非常に結びつきにくい部分だとは思いますが、これからもっと一般的に浸透させていくためには、その辺のところにも配慮しながらやっていった方が受け入れていただきやすいのではないのでしょうか。それをどうすればいいのかということは、まだ具体的に見えないんですけども。基本的にやはりまだまだ人を裁くということに対しての責任の重さだとか、法ということに対してのイメージというものが正しく理解されない限り、浸透するのに時間がこれだけではとても足りないかなというふうにも思います。

あと、若い世代の価値観というのが昔と変わってしまっています。さっき若い方たちには割と受け入れやすいというお話がありましたが、私たちの世代は人のものを万引きしたら、消しゴム1個でもとても良心が痛む世代に育っているんですけども、今の若い世代は、消しゴム1個取ったことは犯罪ではないというか、良心も痛まないという価値観を持っている若い世代に取ってかわってしまっているのです。やはり、法教育を人間としての良心や情などを絡めて考えるべきだと思います。ただ法律で「消しゴム1個でも取ったらだめなんだ」というのではなく、もっと人間として根本のところを教育として啓蒙しながら、法律というものとあわせていった方が受け入れてもらいやすいのではないのでしょうか。

土井座長 ありがとうございます。

なかなか裁判員制度の問題、導入に向けて難しいかと思いますが、若い世代の教育という話もありましたけれども、これは私、教育の素人なので勝手なことを申し上げて恐縮なんですけれども、学校で幾ら真剣に教えましても、自分のところに裁判員に来てくださいという通知が来たら、こんなもの行けるかというふうに親が一言言えば教育は吹っ飛ぶということだろうと思います。恐らく大人の責任というものをきちっと果たしてもらおうということが、子供たちに対しては最大の教育で、大変なことだし、裁くということは重いことなんだけれども、それはだれかが引き受けなければいけないことだし、それはきちり務めを果たすのだということを親御さんが示していただければ、逆に言えば、学校で教育しなくてもきちっとやってもらえるという部分がございませう。

だから、どちらが先というわけではなくて、大人の方の理解を図るということと、それから子供たちに対してこういうことなんだということを理解してもらおうということは両輪にしないと、結局どこかで齟齬が起きるとお互いにつぶし合うということになってしまいますので、学校教育の方、それから一般の大人に対する広報啓発の両方を進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それでは、本日第1回ですが、予定した時間となりましたので、この程度とさせていただきますと思います。各報告者の皆さんには、貴重なお話をいただきましてどうもありがとうございました。お礼を申し上げます。

次回は7月の開催を予定しておりますが、日程につきましては別途事務局の方から調整をお願いいたしたいと思います。

それでは、本日の議事はこれまでにいたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後5時5分 閉会